

## 短期入所利用中の移動支援の取扱いについて

短期入所サービス費には、福祉型短期入所サービス費( )、福祉型短期入所サービス費( )等があります。福祉型短期入所サービス費( )は、1日当りの支援に必要な費用を包括的に評価しているため、他の日中活動サービスに係る報酬は算定できません。

すなわち日中においても、短期入所事業所が**昼食**を含む支援を行っていることが前提です。

一方、福祉型短期入所サービス費( )は、他の事業所も含む日中活動サービスの組み合わせを認める場合となります。

よく見られるケースが、障害者支援ハウスで朝食を食べた後、移動支援を利用して希望の家に通所、希望の家で**給食**を食べ、午後のサービス終了後に移動支援を利用して障害者支援ハウスに戻るといったものです。

ここで問題となるのが、短期入所利用中、日中に移動支援のみを利用するケースです。

国の Q&A によると、福祉型短期入所サービス費( )が算定できるのは、給食(昼食)を短期入所事業所で摂ったかどうかのポイントの1つとなっていますが、給食を摂らなくても短期入所事業所が、明らかに日中の支援を提供した状況がある場合は、算定しても構わないという二律背反の解釈を示しています。

そこで区としては、短期入所利用中に移動支援を利用した場合、短期入所事業所が、福祉型短期入所サービス費( )を適用する基準を示すことにしましたので、参考にして下さい。

ただし、これは短期入所事業所と他のサービス提供事業所が共通の認識を持って成立することとなりますので、サービス提供事業所、相談支援事業の皆様には、短期入所事業所に、日中の外出支援を行っていただくことを含め、調整に努められるようお願いいたします。

- 1 短期入所利用中に日中活動系サービス（生活介護・就労継続支援 B 型等）を利用する際の送迎で移動支援を利用 ○

短期入所は該当日について日中活動なしの単価「福祉型短期入所サービス費( )」で請求

- 2 短期入所利用中（所謂緊急時の短期の利用 / レスパイト）に移動支援で外出 ？

あくまで緊急で短期間の利用なので、わざわざこの期間に余暇としての外出を行うことは考えにくい。上記1のケースは想定される他、この期間に必須の通院が入っていて、短期入所事業所の体制が取れず、やむを得ず移動支援を利用し、昼食を挟んで3時間を超える場合、短期入所は該当日について日中活動なしの単価「福祉型短期入所サービス費( )」で請求

- 3 短期入所利用中（中長期の利用）に移動支援で外出 ？

あくまで短期入所における外出支援が優先

昼食を挟まない短時間での利用については、短期入所は日中活動あり「福祉型短期入所サービス費( )」の単価で請求。よって移動支援は自費で行うことが想定される。

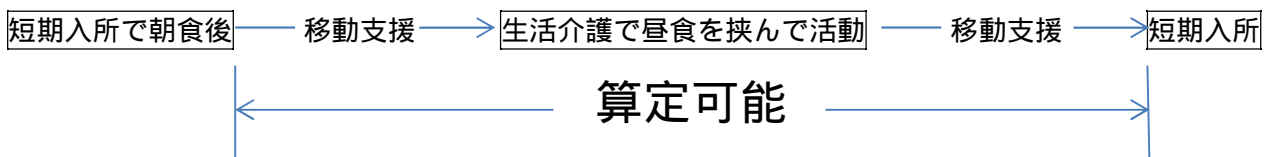
昼食を挟み、3時間を超える利用については、短期入所は日中活動なし「福祉型短期入所サービス費( )」の単価で請求。この場合も、短期入所事業所の上記を事前に得ることが前提。

4 短期入所利用時の入退所時の送迎 ○

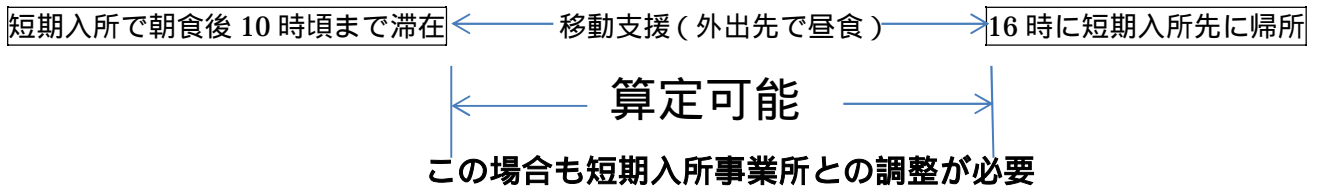
午前中に入所した場合は、短期入所は日中活動あり「福祉型短期入所サービス費( )」で請求  
午後に入所した場合は、短期入所は日中活動なし「福祉型短期入所サービス費( )」で請求。  
ただし、短期入所事業所が用意した昼食を食べた場合は、「福祉型短期入所サービス費( )」で請求。

### 例

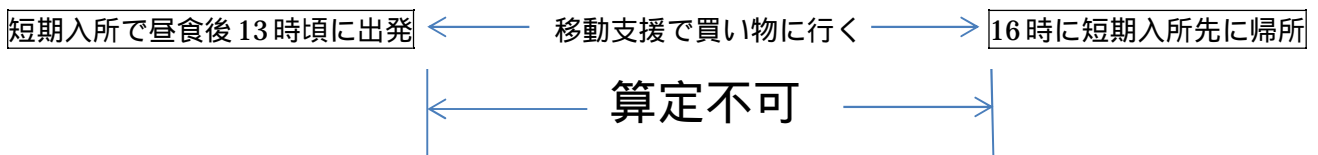
\* 短期入所利用中に、日中は生活介護、就労継続支援 B 型を利用し、その送迎で移動支援を利用



\* 短期入所利用中に、移動支援を利用し、昼食を挟んで 3 時間以上外出。



\* 短期入所利用中に、短期入所先で昼食を摂った後、移動支援を利用して外出。



この場合も短期入所事業所が真にその必要性を認め、日中活動なし「福祉型短期入所サービス費( )」での請求を承諾する場合は、算定可能となるが、通常は自費での対応。